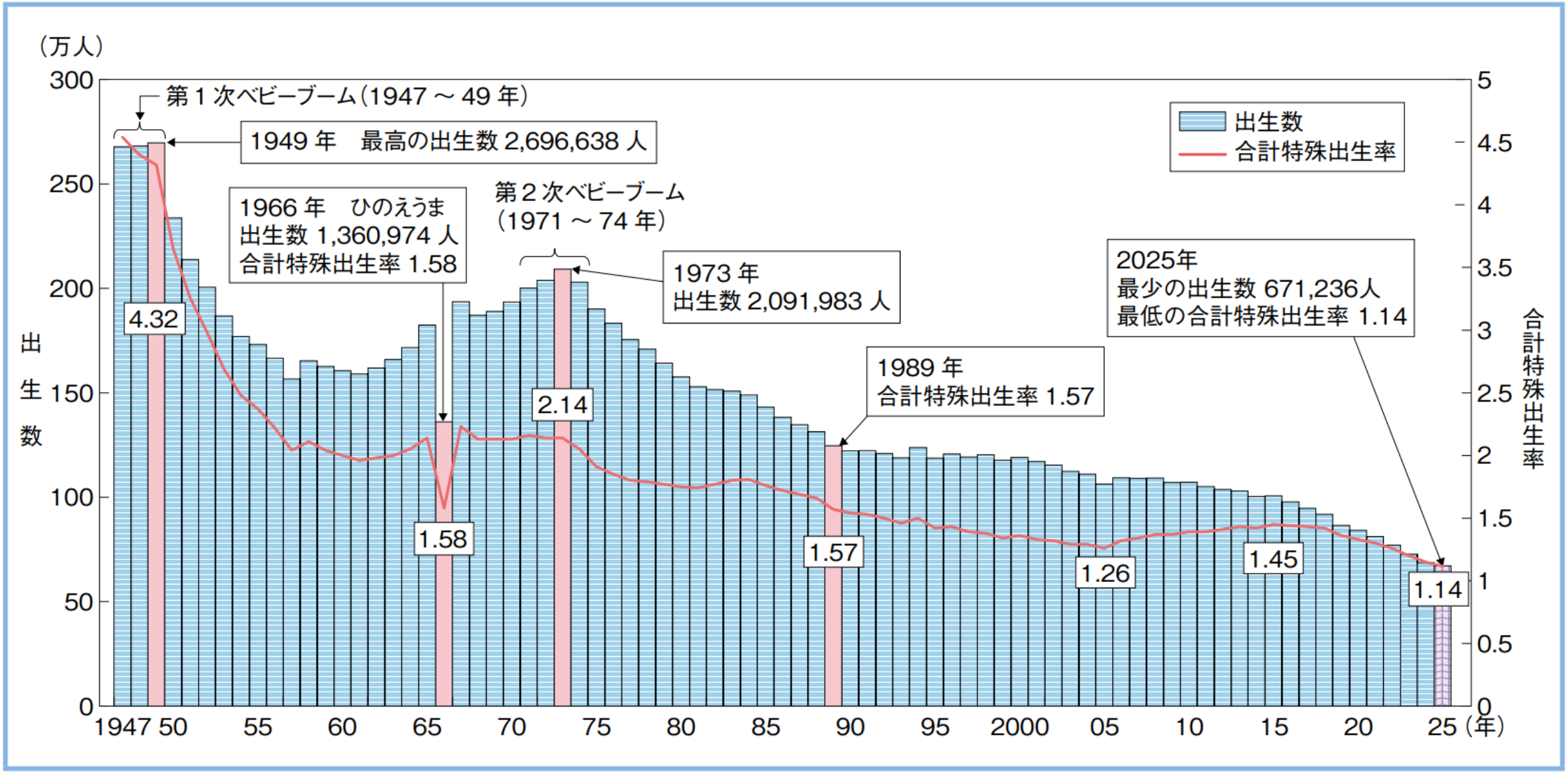
情勢報告資料（2026.11）

情勢報告

（公益社団法人）全国私立保育連盟
常務理事　●●●●

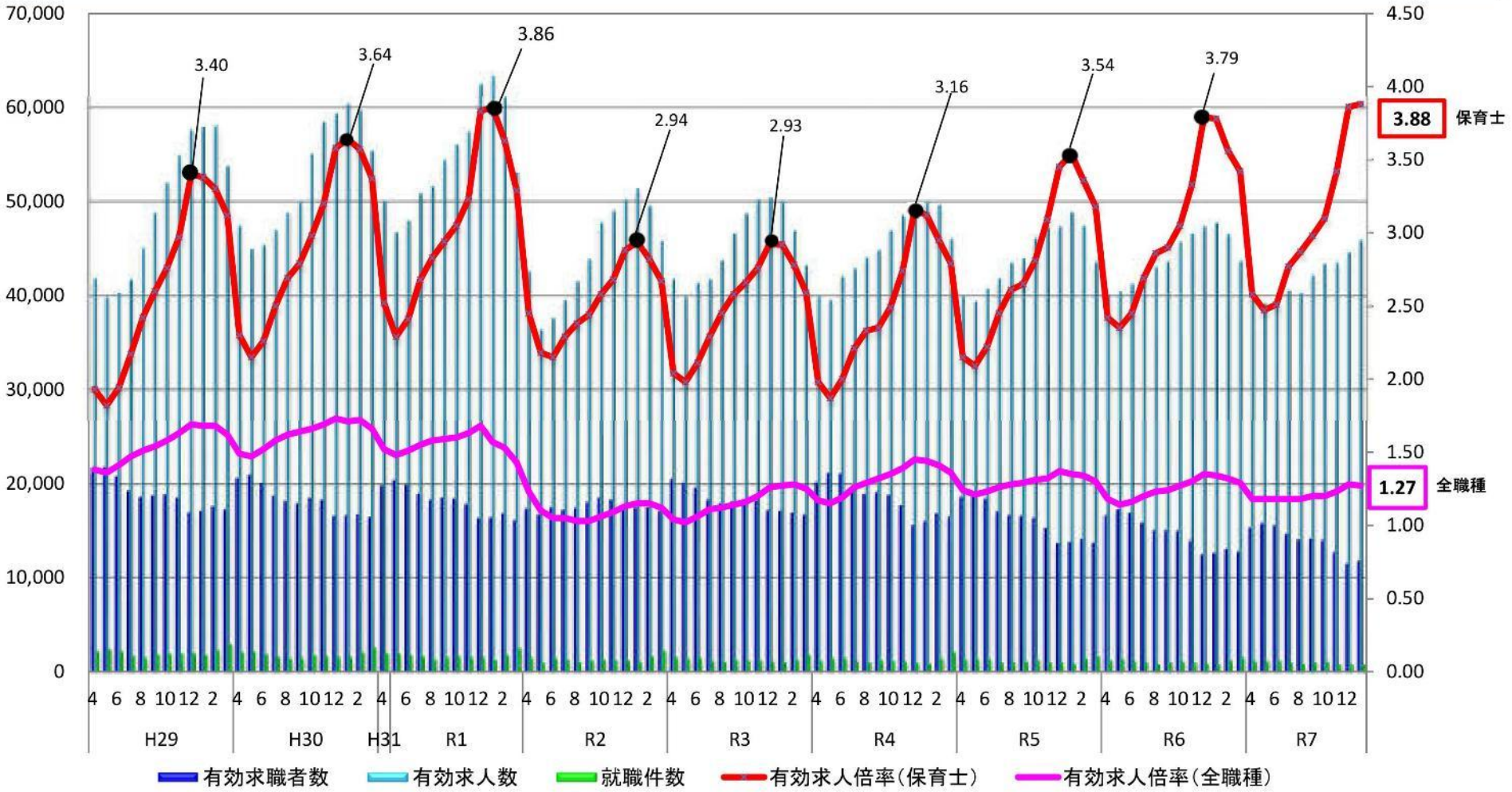
保育を取り巻く状況



（出典）厚生労働省「人口動態統計」
（注）2025 年の「出生数」及び「合計特殊出生率」は、厚生労働省「令和７（2025）年人口動態統計月報年計（概数）」（2026 年６月３日公表）を用いている。

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○　直近の令和8年1月の保育士の有効求人倍率は3．88倍（対前年同月比で0．10ポイント上昇）となっており、全職種平均の1．27倍（対前年同月比で0．07ポイント減少）と比べると、依然高い水準で推移している。



（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（厚生労働省）

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。
※全職種の有効求人倍率は、実数である。

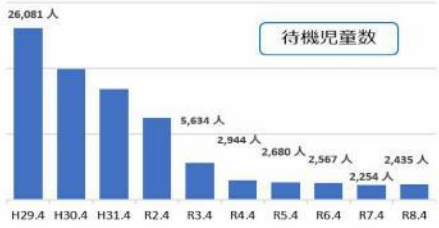
令和８年４月の待機児童数のポイント

①待機児童の状況

待機児童数：2,435人（対前年＋181人）

・**約89.1%**の市区町村（1,552自治体）で**待機児童なし**

・待機児童数が**50人以上**の市区町村は**８自治体**（＋３自治体）
（うち**100人以上**の市区町村は**３自治体**（＋２自治体））



待機児童数別の自治体数の内訳

		0人	1～49人	50～99人	100人以上
R８年度		1,552	181	5	3
		89.1%	10.4%	0.3%	0.2%
	対前年	22	▲ 25	1	2
R７年度		1,530	206	4	1

②待機児童数について

待機児童数については、
- **保育の受け皿拡大**
- **就学前人口の減少**

などの要因により全国的に逓減傾向にあるが、



- **申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足**
- **保育士を確保できなかったことによる利用定員の減少**

などにより東京都等において大きな増加がみられた自治体もあり、令和８年４月の全国の待機児童数は181人の増加となった。

③今後の見込み

全体的な保育ニーズ（数）は減少傾向にあるが、
- **女性就業率**（25～44歳）の**上昇傾向**（R6:81.9% →R7:83.6%※）
- **共働き世帯割合の増加**（R6:77.3% →R7:79.7%※）

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加などの**地域の事情**についても注視が必要

一方、定員充足率は全国的に逓減傾向にあることから、持続可能な保育機能の確保について検討が必要

※ 総務省「労働力調査」

今後の取組方針

○ 令和８年度以降も、**「保育政策の新たな方向性」**に基づき、地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保していけるよう、取組を進めていく。

○ 待機児童が多い自治体等に対しては、**丁寧にヒアリング等を行い、**各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて**自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む。

○ また、各年度ごとに、**人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るための支援**や**手厚い支援が必要な児童の受け入れにかかる支援**を行うとともに、**保育士の一層の業務負担軽減**及び**保育人材の確保**を図っていく。

○ また、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっていることから、今後は、地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における**持続可能な保育機能の確保**を進めていく。

地域ごとの保育所等利用状況について

○ 都市部と過疎地域を比較すると、令和８年４月１日時点の定員充足率は都市部が90.9%と全国平均（87.7%）より高い一方で、過疎地域においては72.7%となっている。
○ 都市部における定員充足率の推移は５年間で▲2.1%に対して、過疎地域では▲8.6%と減少幅が大きく、今後、特に過疎地域においては利用定員の縮小や施設の統廃合の進行が予想される。
○ 全市区町村に人口減少を見据えた対応の検討状況を尋ねたところ、令和７年度と比較して着手・検討段階に進んでいる自治体が増えている一方で、未だ３割近い自治体が「人口は減少する見込みだが、人口減少を見据えた対応は検討していない」と回答しており、引き続き地域分析等にかかる支援を進めていく必要がある。

令和8年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
都市部(※)	1,854,099人	1,746,964人	1,684,504人	1,818人	90.9%
過疎地域	207,300人	152,497人	150,733人	0人	72.7%

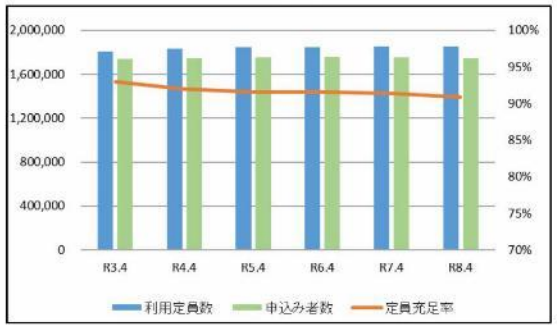
※ 都市部と過疎地域の重複自治体は過疎地域に計上しているため、P.10【表5】【表6】の値と一部異なる。

定員充足率の推移

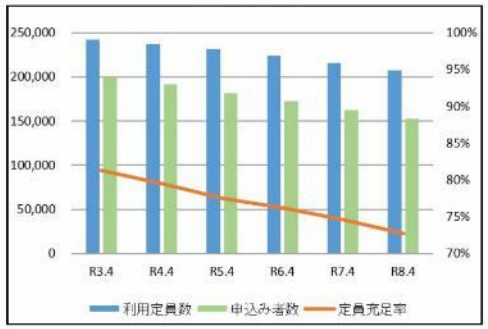
	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和8年4月
都市部	93.0%	92.0%	91.6%	91.6%	91.3%	90.9%
過疎地域	81.3%	79.5%	77.5%	76.2%	74.6%	72.7%

保育の受け皿等の推移

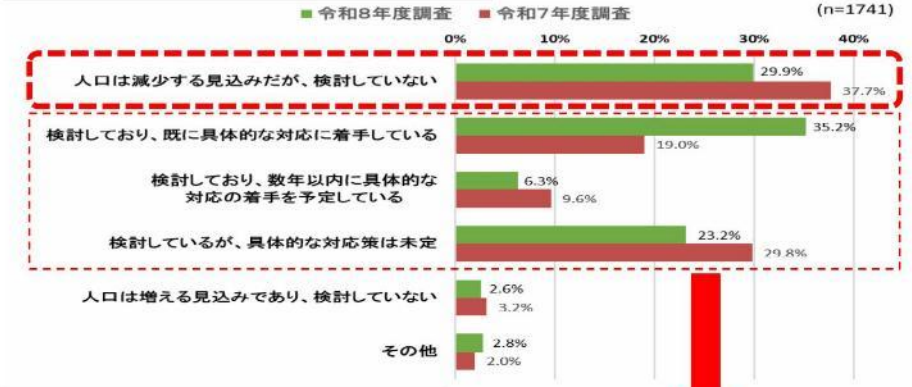
＜都市部＞



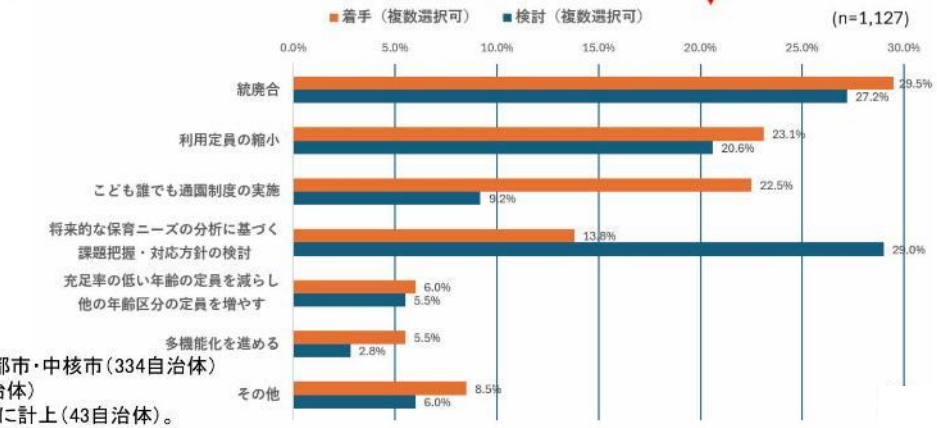
＜過疎地域＞



人口減少を見据えた対応の検討状況



令和8年度調査の着手・検討内容



＜定義＞
都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他の指定都市・中核市（334自治体）
過疎地域：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）
※ 埼玉県長瀞町、千葉県勝浦市など、都市部と全部過疎の両方の定義に該当する自治体は都市部には含めず、過疎地域に計上（43自治体）。

こども政策の推進

こども基本法

目　的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けることがない**ようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

○ 国・地方公共団体の責務　○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

○ 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

○ **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
○ 関係者相互の有機的な連携の確保
○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

○ こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長**とする、**こども政策推進会議を設置**
① **大綱の案を作成**
② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③ 関係行政機関相互の調整　　等
○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。
9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。
→　**こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）
12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交）　→　答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成
12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**
※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年６月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後５年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の３大綱（※）を一元化。
※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる**「こどもまんなか社会」**の実現
基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**
①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る　②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**　④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現　⑥**施策の総合性**の確保
重要事項：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載
施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
・**こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人が**共有すべき理念**として整理
・こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
①こどもの**権利と尊厳**
②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
③**切れ目なく**育ちを支える
④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）
・こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
・居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

- ✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり
 ※児童虐待による死亡事例の約半数が０～２歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- ✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

全てのこどもの生涯にわたる身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す



⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
 （様々な立場の人がこどもの育ちを応援）
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要

【「はじめの100か月」とは】
本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる５歳児～小１）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

幼児教育WG・保育専門委員会取りまとめ案（概要）

～資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」の実現～

１．現行の成果・課題を踏まえた改善の方向性

- 平成29年告示の３要領・指針において、幼児教育の内容の基準に関して整合性が図られるとともに、保育所は「幼児教育を行う施設」であることが明記された。これにより、幼稚園・保育所・認定こども園に通う乳幼児に対して、施設類型に関わらず、内容の整合性が図られた３要領・指針に基づく幼児教育の充実が進められている。
- 幼児教育の質の向上を図る上で、乳幼児にとっての「学び」である「遊び」のプロセスが、資質・能力の育成に深く結び付いていくという「遊びの深まり」を実現することが不可欠であることから、「遊びの深まり」の実現を目指し、改善を図る。

（補足イメージ参照）

２．資質・能力の在り方、構造化のポイント

- 「学びに向かう力、人間性等」の主要な要素については、従前より幼児教育が重視してきた心情、意欲、態度が育つ中で育まれることなどにも考慮しつつ、乳幼児の発達を踏まえて整理。
- ３要領・指針が資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」を実現する手掛かりとなるよう、「育みたい資質・能力の３つの柱」、「３つの視点及び５つの領域のねらい及び内容」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係性を明確化し、相互の整合性を図るとともに、「０歳児」、「１～２歳児」、「３歳以上児」のねらい及び内容のつながりを整理する。これにより、長期的な視点から乳幼児の資質・能力の育成を促す構造化を行い、改善を図る。

３．内容の改善の在り方

- ０歳から18歳までの「学び」を見通し、「学び」の連続性・一貫性を図るため、必要な見直しを行う。
- 遊びの中で多様な動きを伴う体験の充実と身体感覚の育成：０歳児から、園生活全体の中で乳幼児の自発的な活動としての遊びを通して、多様な動きを伴う体験を充実するとともに、そうした体験を通して身体感覚を養う指導を充実。
- 他者と関わり協同する力の育成：０歳児から、他の乳幼児への関心を深め自ら関わろうとする意欲を支える援助を充実。人と関わる力が育まれていく中で、園という身近な社会において、自分とは異なる他者と関わり、他者とともに目的を形成し、その目的に向かって協同していく力の育成を図る指導を充実。
- 言葉を用いて考える力の基礎の育成：０歳児から、受容的・応答的な関わりを基本としつつ、豊かな言葉掛け等を通じて、言葉の理解や獲得を促すとともに、乳幼児が自分なりに考えたり、思いを伝えようとしたりする意欲を支える援助を充実。直接的・具体的な体験に伴い、思いや考えを表したり伝えたりしたくなり、それらを言葉で表すようになっていく中で、言葉を用いて考える力を育むため、援助を受けながら、更に考えようとして言葉を用いる指導を充実。

４．指導・評価の改善充実の在り方

- 施設類型に関わらず、全ての幼稚園・保育所・認定こども園において、指導の改善が図られるよう、乳幼児理解に基づいた評価を行うことを規定。記録と振り返りを充実するとともに、乳幼児の姿から、遊びの中の「学び」を見取る視点をもつことを重視。「学び」を見取って振り返り、環境の構成・再構成や援助など実践を改善充実することにより、「遊びの深まり」を実現し資質・能力の育成を図る。
- ＩＣＴの活用に当たっては、発達に応じて、乳幼児の直接的・具体的な体験の充実を図る道具として活用することとし、乳幼児の直接的・具体的な体験を阻害する活用とならないよう、必要な留意点を示す。

５．保育所及び幼保連携型認定こども園における養護等の改善充実の在り方

- 乳幼児は、生命の保持と情緒の安定が図られ、見守られているという安心感や信頼感に支えられながら、行動範囲を広げたり、自ら身近な環境に働き掛けたりしながら成長していくことから、養護を基盤として、乳幼児期全般を通して育ちと学びを支えていくことができるよう、その位置付けや記載内容の整理を図ることが重要。

６．特別な配慮を必要とする乳幼児への指導や支援の改善充実の在り方

- 障害のある乳幼児への指導の充実に当たっては、「基礎的環境整備」の充実を促すとともに、「合理的配慮」の提供が確実に行われるよう規定。
- 外国人の乳幼児等の指導の充実に当たっては、日常的な関わりや言葉掛けにおいて、“日本語の力を育む視点”をもち、一人一人の実態に応じた指導の工夫を行うことを重視。

７．幼児教育と小学校教育との円滑な接続の在り方

- 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校において、対話を通じて互いの教育への共通理解を図るとともに、共通の教育的視点に基づき「架け橋期のカリキュラム」を協働して作成するなどして、学びのつながりを意識した実践の改善を図ることにより、それぞれの専門性を発揮した教育の互恵的な充実を図る。

８．家庭や地域との連携・支援の在り方

- 幼稚園・保育所・認定こども園と家庭とが、「乳幼児の育ちや学びを共に支える関係性」であることを踏まえた連携・支援の充実を図るとともに、特別な配慮を必要とする乳幼児の保護者等への個別支援や地域の保護者の子育てを支援する取組の一層の充実を図る。

９．各幼稚園・保育所・認定こども園の幼児教育を支える地域の体制の在り方

- 設置者や施設類型に関わらず、３要領・指針に基づく質の高い幼児教育が行われるよう、地域において、各幼稚園・保育所・認定こども園を支える体制の整備を推進する。

※幼児教育：０歳～小学校就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園における教育

概要の補足イメージ

資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」の実現

● 全ての乳幼児に対して質の高い幼児教育を提供するため、設置者や施設類型に関わらず、幼児教育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）において、資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」の実現を図り、幼・小・中・高を通じた学びの改善を図る。

乳幼児は園生活の中で「遊び」を通して「学ぶ」

乳幼児理解と教育的意図に基づく環境構成と援助



・乳幼児期は、自らの興味や関心に基づく遊びにおいて、様々なものや人などの身近な環境に直接的・具体的に関わり、成長に必要な体験を積み重ねていく時期。
➡幼児教育は、環境を通して行うものであることを基本とし、直接的・具体的な体験を通して資質・能力を育む。
➡乳幼児は、園生活の中で多様な遊びを通して様々なことを学んでいる。
・乳幼児一人一人への理解に基づき、乳幼児一人一人に応じて行うことが重要。

資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を一体的に育成

一層の深化

自発的な活動としての遊びが、資質・能力の育成に向けて一層充実することにより、**「遊びの深まり」**が実現されるよう、幼稚園教諭・保育士・保育教諭が、意図的・計画的に環境の構成・再構成や援助を行うことが重要

➡乳幼児の自発的な活動としての「遊び」を更に深める手掛かりとなる要領・指針への改善を図る

✦「学び」の深まりに向けた「遊びの深まり」の実現

○「遊びの深まり」を構想しやすくするための資質・能力の構造化
・「育みたい資質・能力」、「３つの視点及び５つの領域のねらい及び内容」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係性の明確化・整合性
・遊びを通して「好き」や「得意」を見付けたり広げたり深めたりする直接的・具体的な体験の充実

○０歳からの学びのつながりを踏まえた内容の改善
・言葉を用いて考える力の基礎の育成
・他者と関わり協同する力の育成
・遊びの中で多様な動きを伴う体験の充実と身体感覚の育成

幼・小・中・高を通じた学びの改善

「好き」を育み、「得意」を伸ばす（興味・関心） × **当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる**

学びを踏まえた改善

✦乳幼児理解に基づく指導と評価の改善充実

○設置者・施設類型に関わらず、乳幼児理解に基づく評価を実施・充実
・園生活で見られる乳幼児の具体的な姿の記録と振り返りの充実
・遊びの中の「学び」を見取る視点の重視による指導の改善

学びの可視化・言語化
（幼児教育で育まれた資質・能力を共有するための「対話のための資料」の作成・活用）

学びのつながりを意識した改善

✦幼児教育と小学校教育との円滑な接続

○それぞれの専門性を発揮した教育の互恵的な充実
・合同研修や相互参観等の機会を充実し、対話を通じて互いの教育への共通理解の促進
・共通の教育的視点に基づき、「架け橋期のカリキュラム」を協働して作成するなどして、学びのつながりを意識した実践の改善

※幼児教育：０歳～小学校就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園における教育

補足イメージ②

資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」のイメージ

- 要領・指針を手掛かりに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭が、３つの視点・５つの領域のねらい及び内容の理解に基づきつつ、乳幼児の姿から見取った遊びの中の「学び」を生かして、環境の構成・再構成や援助を行うことを通じて、「遊びの深まり」を実現し、乳幼児の資質・能力の育成を図る。

記録と振り返りの充実、園内・他園・小学校との対話を通じて、
乳幼児の姿から、遊びの中の「学び」を見取る
└ 長期的視点からは、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（５歳児後半において遊びが深まり、資質・能力が総合的に育成・発揮された時の姿）を念頭に。

乳幼児の姿からの見取り

乳幼児理解の深まり

「学び」を見取り、
実践を改善充実することにより、
「遊びの深まり」を実現

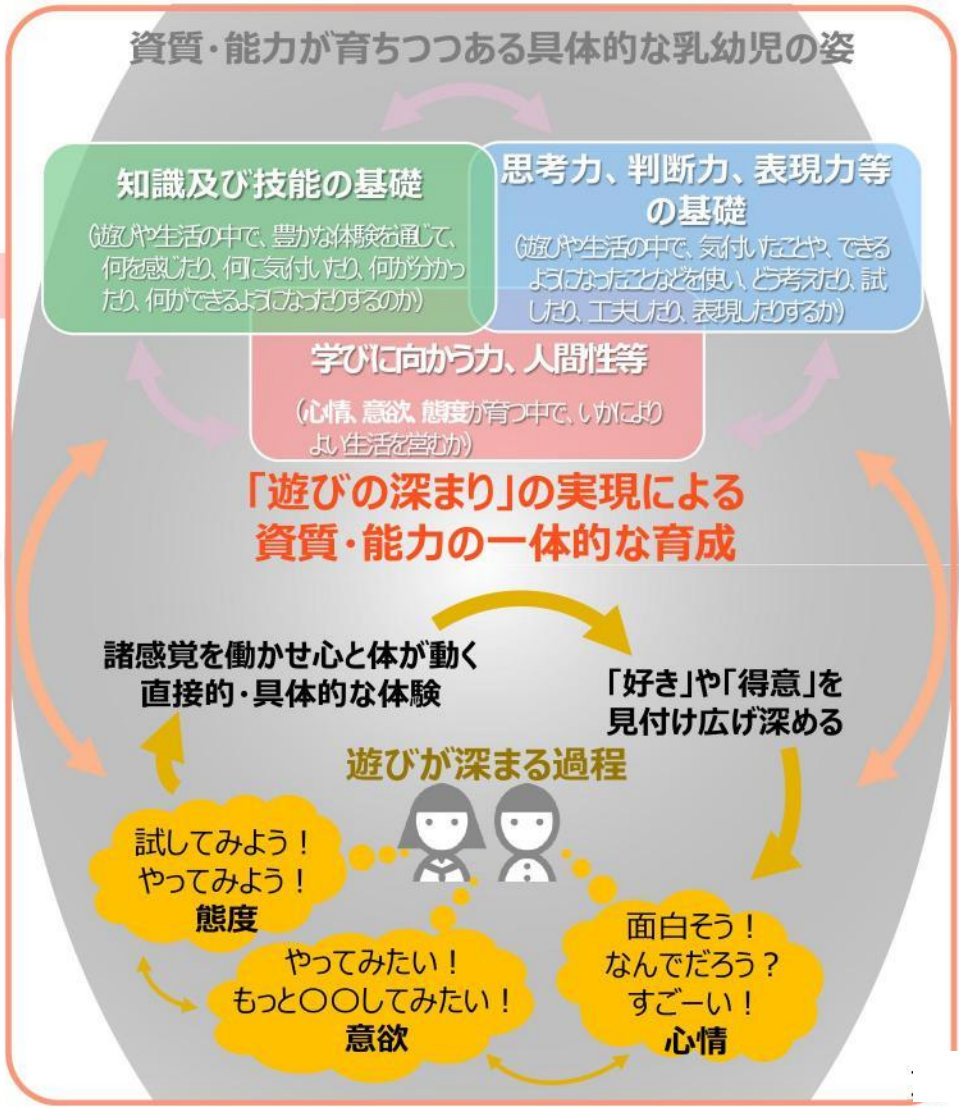
指導計画に基づく**実践の充実**
（環境の構成・再構成、援助）

教育的意図
（ねらい及び内容に基づく構想の創意工夫）

３つの視点・５つの領域

・**ねらい：** 幼児教育において育みたい資質・能力を視点・領域ごとに明確にし、乳幼児の生活する姿から捉えたもの。実践を構想する際の環境構成や援助に込める意図として示されている。

・**内　容：** ねらいで示した資質・能力の育成において重要な乳幼児の経験として必要な構成要素を明確にしたもの。各視点・領域の特性を踏まえ、乳幼児の経験が豊かなものとなるよう、乳幼児の姿を捉えた環境構成や援助の骨子となる。



こどもまんなか
こども家庭庁

こども性暴力防止法の概要

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号））

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等（第２条第３項）
学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者（第２条第５項）
学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等（第２条第４項）
教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者（第２条第６項）
塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置　初犯防止対策

- 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発（ガイドライン事項）
- 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等（第５条第１項等）
- 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第５条第２項等）
- 研修（第８条等）

2 被害が疑われる場合の対応

- 調査（第７条第１項等）
- 被害児童等の保護・支援（第7条第2項等）

3 特定性犯罪前科の有無の確認　再犯防止対策

- 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - 学校設置者等の現職者
 - ➡ 施行から３年以内（第４条第３項）
 - 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➡ 認定等から１年以内（第26条第３項）
- 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認（第４条第４項等）

4 児童対象性暴力等の防止のための措置　防止措置

- ❶～❸を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育・保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- 犯罪事実確認記録等の適正な管理（第11条、第14条等）
- 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止（第12条等）
- 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告（第13条等）
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
- 情報の秘密保持義務（第39条）

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等）。

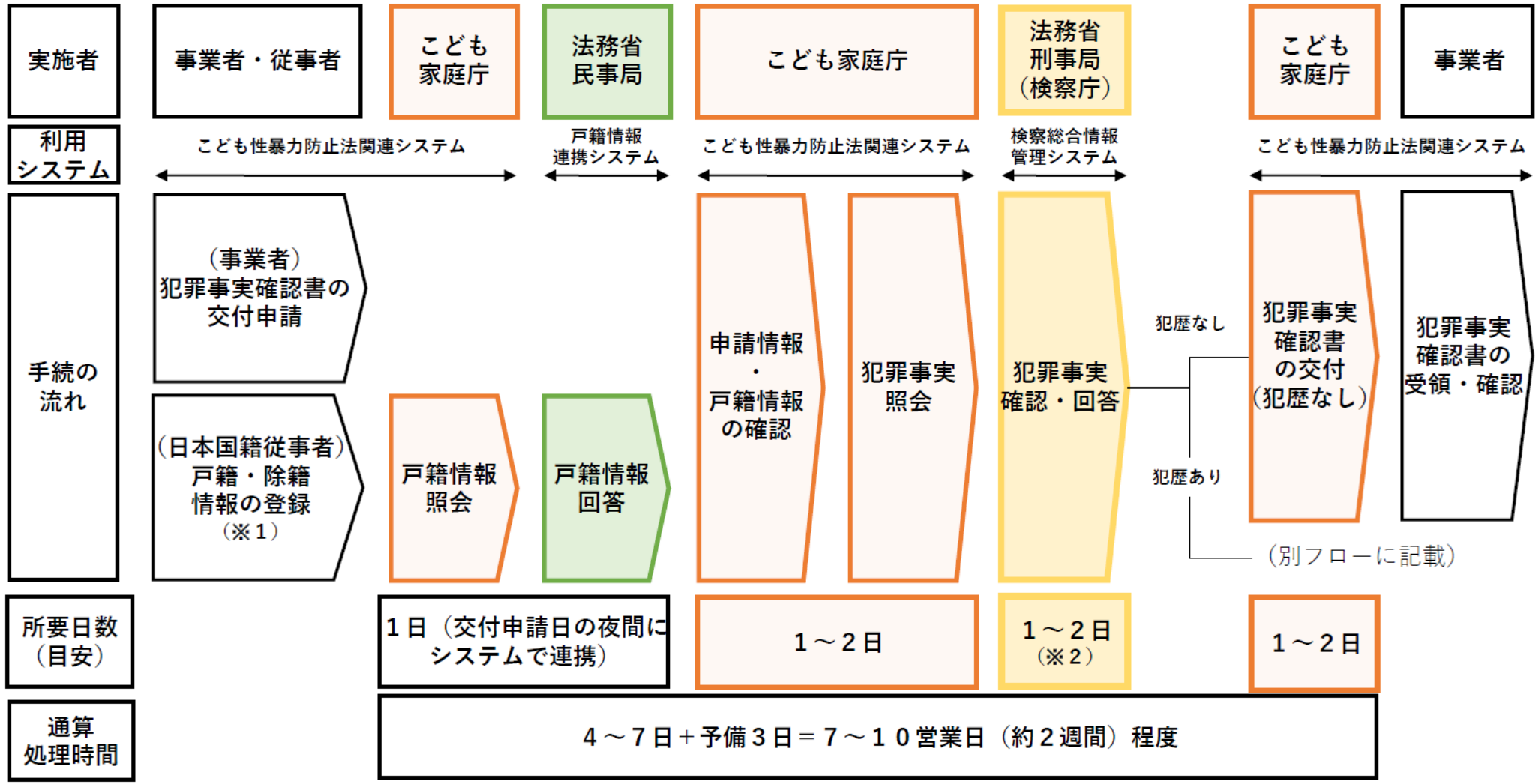
施行日：令和８年12月25日

義務対象事業者　こども性暴力防止法の施行までに必要な対応

こどもまんなか こども家庭庁



犯罪事実確認の事務フロー（①日本国籍従事者・特定性犯罪歴なし）

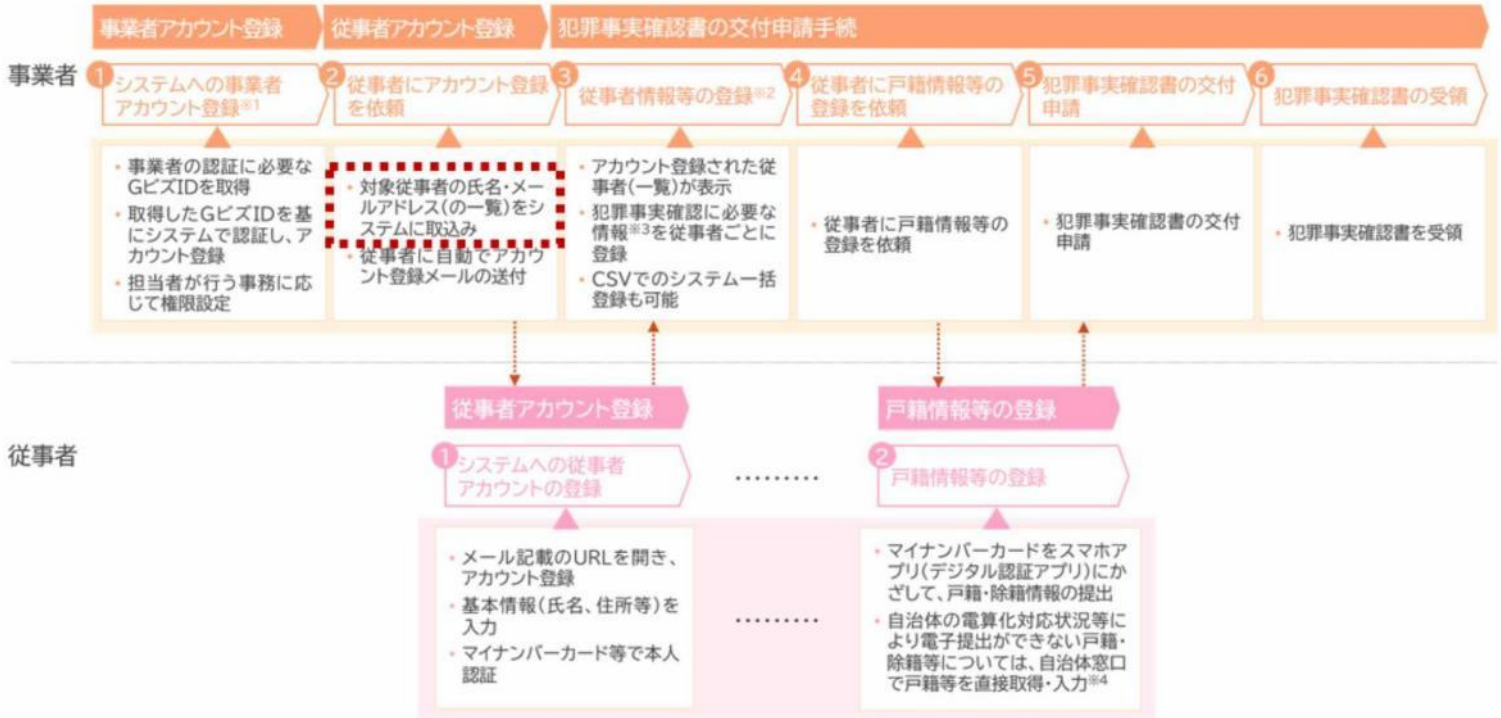


犯罪事実確認の円滑な実施にあたって速やかに実施すべき事項

○ 対象従事者の犯罪事実確認書交付申請の事前手続として、こまもろうシステムでの**従事者アカウントの登録に当たっては、事業者において、対象従事者の情報（氏名、メールアドレス等）の取込みを行う必要がある**。（事業者において取り込んだ従事者のメールアドレスにメールが送付され、従事者はそのメールを確認して、こまもろうシステムでの従事者アカウントの登録をはじめる仕組みとなっている。）

○ 対象従事者の情報の取込みはシステム本格稼働（12月25日）後に実施していただくが、施行時現職者に該当する従事者のメールアドレスについては、特に規模の大きい事業者においては把握に一定の時間を要することが想定されることから、**施行前から各対象従事者のメールアドレス（業務用・私用のいずれでも可）の収集・把握**を行うことによって施行後の従事者登録の手続をスムーズに進められることが期待できる。（　　のための準備。）

○ なお、システム稼働後、複数の対象従事者の氏名やメールアドレス等を入力した一覧をExcelファイルで作成し、システムにアップロードすることにより、複数の従事者の情報を一度に取り込むことが可能。入力用のExcelファイル様式は、システム稼働後にシステムからダウンロード可能となる予定。



今のうちに準備する「こ性防法」

【事業者の準備】

- 犯罪事実確認を行う対象職員の範囲決定
- Gビズプライムの取得、必要ならばGビズメンバーの設定

【職員への告知】

- 「こ性防法」が令和8年12月からスタートすることの説明
- 犯罪事実確認を行う対象職員であることの説明
- 対象職員は「こまもろうシステム」へご自身のマイナンバーカードの情報をマイナポータルを使用してアップロードします。（戸籍情報のアップロード）

こまもろうシステムにおける役割定義

第一管理者（理事長が兼任可）　**1法人に1名限り**

ビズIDプライムから実務委託される**最高実務権限アカウント**です。法人の代表者（理事長）自らが第一管理者を担うことで、ガバナンスを極めて強固に保ちます。施設長（第二管理者）の登録・権限剥奪や、施設長自身の犯罪事実確認の手続きは第一管理者が直接実行します。

第二管理者（複数施設を運営、各施設の施設長を想定）　**複数名の登録が可能**

第一管理者のコントロール下に置かれる**実務代行アカウント**です。法人所属の園、それぞれの施設長を「第二管理者」に指定することで、各園の新規採用時に発生する職員の「同意書回収」や「犯罪事実確認システムへの申請・結果確認」を自律的に進めさせることができます。

こどもまんなか
こども家庭庁

施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の分散について

○ 施行時現職者の犯罪事実確認（約280万人）が、法定期限（施行後3年以内：令和11年12月24日）までに終えられるよう、犯罪事実確認書の交付申請時期を分散

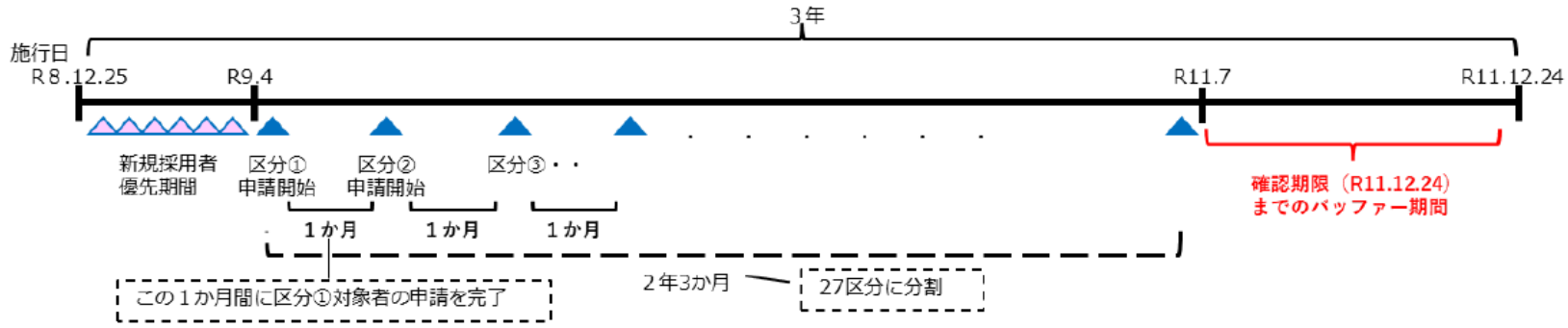
○ 母数の大きい公立学校については、各都道府県教委・市町村教委において、各学校の対象従事者数を把握し、各都道府県ごとに分散方法を決定（例：採用年次、学校単位、学校種別　等）

○ それ以外の施設・事業（私立学校、児童福祉施設等）については、各都道府県を27区分（27か月）に割り振り、学校設置者等は、所在する都道府県の申請対象月に犯罪事実確認書の交付申請を実施

○ 割り当てられた申請対象月の1か月での申請が難しい場合は、その前後1か月を含め、最大3か月の間に申請

○ 所轄庁は期限までに犯罪事実確認が完了するよう、進捗管理

＜分散申請の流れのイメージ＞



「施行時現職者」と「新規採用者」について

【施行時現職者】

2026年12月25日時点で現にその施設において従事している者（産休・育休等で休業中の職員も含む）

2026年12月24日までに内定、内示を発出し、その事業所において従事することが決定している者

【新規採用者】

2026年12月26日よりその施設で勤務を開始する者

2026年12月25日以降に内定、内示を発出する者

職員へ研修の実施

◆ガイドラインで示されていること

:現時点で就労している職員は**2026年12月25日までに**実施

:新卒者などは就労を開始するまでに研修受講完了が求められています

:「研修会実施と研修計画書作成」は、この法律の義務に基づいています

:研修は、こども家庭庁のHP内にあるコンテンツが利用可能

:全私保連のYouTubeでも10月を目途に動画をアップ予定

こども性暴力防止法研修動画@こども家庭庁

令和８年人事院勧告

本年の給与勧告のポイント①

俸給

民間と公務の令和８年４月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和８年４月実施》

- **民間給与との較差(＊) 15,056円（3.51%）を解消するため次のとおり改定**
 - 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 《行政職俸給表(一)の平均改定率》 1級 4.0%、2級 3.6%、3級 3.4%、4級 3.1%、5～10級 3.0%、全体 3.3%
 - 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給は一律9,500円引上げ
 【総合職(大卒)】251,500円（+3.9%） 【一般職(大卒)】241,500円（+4.1%） 【一般職(高卒)】209,800円（+4.7%）

＊ 較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善
改定の内訳：俸給 11,179円 広域異動手当（後述）2,376円 はね返り分（俸給の改定による諸手当の増減）1,501円

- **民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善**
 - 再任用職員の８割以上を占める係長級の官民の給与差をベースに月例給を改善（行政職俸給表(一)全体の平均改定率8.5%）

ボーナス

直近１年間（令和７年８月～令和８年７月）の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較

- **民間の支給状況に見合うよう支給月数の引上げ**《令和８年４月実施》
 年間4.65月分→4.70月分（+0.05月分）

 民間の支給割合 4.72月
 公務の平均支給月数 4.65月
 - 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

（一般の職員の場合）

	6月期	12月期
令和８年度 期末手当	1.2625月(支給済み)	1.2875月(現行1.2625月)
勤勉手当	1.0625月(支給済み)	1.0875月(現行1.0625月)
令和９年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	1.075月	1.075月

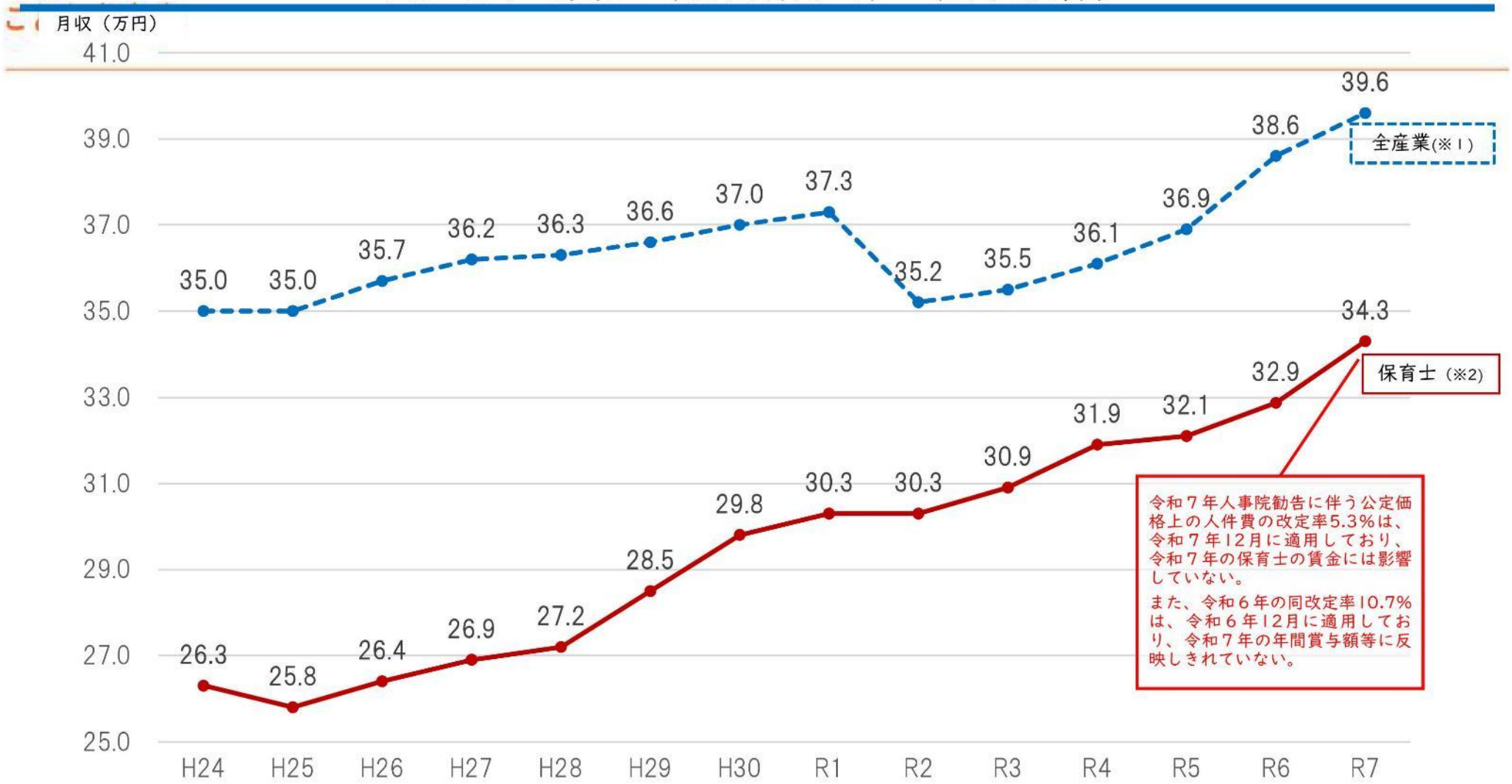
- **特定任期付職員の勤勉手当の見直し**《令和９年４月実施》
 - 高い成績率を適用可能とすることで、高度の専門性を有し高い業績を挙げた人材の給与水準を確保（俸給等を含め最高で年間約3,380万円）

その他

- 給与制度のアップデートで令和７年度から段階的に見直しを行っている地域手当の支給割合について、令和９年度の支給割合を設定
- 民間の動向を踏まえ、非常勤職員にも扶養手当及び住居手当の支給に努めるよう指針に明記《令和８年10月実施》
- 60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を加速

※ このほか、初任給調整手当、宿日直手当、委員等の手当について、本年の俸給表の改定状況等を踏まえ、所要の改定

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和７年までの各年で公表されたもの）により、こども家庭庁保育政策課で作成。
（※１）「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。
（※２）「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士（男女）の数値。
（注１）　いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）の男女で、役職者を除いた数値。
令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和２年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。
「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。
「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって６月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む）のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。
「年間賞与その他特別給与額」とは調査前年の1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

令和８年度公定価格・基準等の見直し

こども家庭庁

1（7）「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設

○　学校保健安全法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定及びその実施が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした**「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、令和８年７月から適用**する。

○　減算適用期間は、**未策定の場合は策定された日の属する月まで適用**するものとし、**計画に定める内容が実施されていない状況が１年継続した日の翌月から、当該状況が解消した日が属する月まで適用**するものとし、減算額は1,350円／月とする。

※　保育所及び地域型保育事業所については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第６条の３に定める、訓練・研修の実施（第２項）保護者等への周知（第３項）、安全計画の見直し（第４項）ごとに、実施の有無を判断する。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）　【幼稚園、認定こども園（同条を準用）】

（学校安全計画の策定等）

第二十七条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）　【保育所】

（安全計画の策定等）

第六条の三　児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

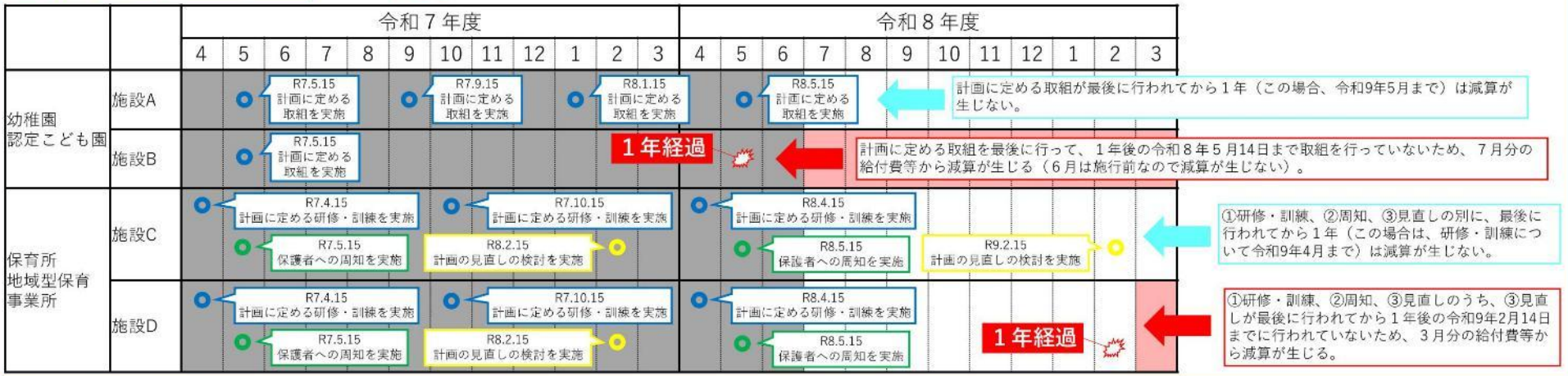
2　児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4　児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

※　地域型保育事業は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）において、保育所と同様の対応をすることが定められている。

適用するイメージ　※ 赤色が減算を算定する月



対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

こども家庭庁

保育所等における業務継続計画（BCP）の策定等について

現状

○ 児童福祉施設は、そのサービスの提供が困難となった場合に、利用児童の生活や安全に深刻な影響を及ぼしかねず、災害時や感染症発生時においても支援の安定的な提供が求められる施設であることから、

① 業務継続計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講ずること

② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと

を努力義務として定めている。

（※）令和７年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業によると、保育所及び認定こども園の自然災害発生時の業務継続計画の策定率は、策定中の場合も含め約7割程度。それ以外の業務継続計画の策定率は約５割程度。

○ また、業務継続計画の策定を支援するため、業務継続計画を策定するにあたって配慮すべき事項をまとめたガイドライン（業務継続ガイドライン）、ひな形、及び研修動画（※）を作成し、公表している。

（※）令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において作成。

今年度の対応

○ 保育所等における感染症対策の推進に関するこども家庭科学研究において、業務継続計画の重要性が改めて指摘されたことを踏まえ、

「保育所における感染症対策ガイドライン（令和５年５月一部改訂　こども家庭庁）」において、

感染症集団発生時における保育の継続等に関する対策について新たに記載を設ける予定。【本年10月頃を目途】

○ また、自然災害やサイバー攻撃等により、電力、通信、交通等の主要インフラが寸断された場合でも、業務継続を確保することが重要であることから、令和７年度に児童福祉施設等の対策状況の実態把握を行ったところ。

○ 令和８年度には、**児童福祉施設等の対応策や対策の水準を検討し、業務継続ガイドラインの改訂等を行う予定**。【令和８年度中を目途】

⇒ **こうしたことを踏まえ、保育所等の業務継続に関する制度的な対応の在り方について検討する必要。**

○ また、今般の令和８年熊本地震を踏まえ、業務継続計画の策定等の取組も含め、保育所等の防災機能・対策の強化を一層進める。

保育所等における業務継続計画（BCP）の策定等に関する今後の対応について

①　業務継続計画（BCP）の策定等

○　前回分科会での御意見や、令和８年熊本地震の被災地から寄せられた御意見を踏まえれば、国において、ガイドラインをより現場が取り組みやすいものとするとともに、各施設において、災害時のライフラインが制限されている状況や平時より職員が少ない状況であっても、可能な限り業務を継続できるよう、**事前に連携体制の構築や、リスクの事前把握など、必要な準備を行う必要**がある。

　また、策定した業務継続計画については、**策定後の職員等への周知等**を行うとともに、これらを通して検討した内容を業務継続計画に盛り込み、**より効果的な対策の検討を適時に行った上で見直し**を行うことにより、より実効性を高める必要がある。

○　これを踏まえ、現行は努力義務となっている

①業務継続計画の策定
②業務継続計画の職員への周知、研修、訓練の定期的な実施
③定期的な見直し
について、令和９年度中に、保育所等（※）に対し、その実施を義務化してはどうか。

注：①の要件イメージ：業務継続計画には、災害対策及び感染症に係る事前対策（備蓄品の確保、人員確保、関係各所との連携・情報収集等）と、リスク別のタイミングに応じた対策（発災時/感染症発生時の初動対応、発災からの時間経過別/感染者等の発生ステージ別の対応等）について記載する。

②の要件イメージ：

- 研修については、職員に対して、業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、事前対策とリスク別のタイミングに応じた対策に係る理解を促すものとする。
- 訓練については、業務継続計画に基づき、職員間の役割分担の確認、災害や感染症が発生した場合に実践する優先業務の演習等を実施するものとする。
- 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年に１回以上）に実施する。

③の要件イメージ：業務継続計画の実行性を高めるため、訓練の実施等により顕在化した課題を踏まえて、業務継続計画の見直しの検討を行う。

（※）対象施設は、保育所及び認定こども園（幼保連携型・保育所型）。

○　また、義務化にあたっては、保育所等の準備期間を設けるため、一定の経過措置期間を設けることとしてはどうか。

○　なお、義務化にあたっては、保育所等が適切に業務継続計画の策定等を行うことができるよう、業務継続ガイドラインやひな形、研修等に活用可能な解説動画の周知を行うとともに、市町村に対して計画の策定に係る必要な対応（後述）を依頼することとする。

安全計画と事業継続計画の違い（比較表）

子どもの安全安心を守るためには、
「事故を防ぐ計画」と
「止めずに続ける計画」の
両方が必要です。

安全計画は「予防」が中心、事業継続計画は「継続・復旧」が中心です。

比較項目	安全計画	事業継続計画（BCP）
目的	子どもの事故や危険を未然に防ぎ、日常の安全を確保する。	災害や感染症が起きても、必要な保育・支援をできるだけ継続し、早く再開する。
主な対象場面	通常保育、午睡、食事、園外活動、送迎、施設内外の安全確認	地震、風水害、停電、断水、感染症拡大、職員不足など非常時
主な内容	設備の安全点検、安全指導、職員研修、訓練、保護者への周知	優先業務の整理、職員体制、連絡網、代替手段、備蓄、復旧手順
時間軸	平時から継続して運用する。	非常時の初動から復旧までを見据えて運用する。
見直しの視点	ヒヤリハット、事故、訓練結果、環境変化を踏まえて更新する。	災害・感染症対応、訓練結果、体制変更、連絡先や備蓄の変化を踏まえて更新する。
ひとことで言うと	事故を起こさないための計画	保育を継続し、立て直すための計画

① 日常(平時)に整える安全計画

- 園庭･保育室･遊具の点検
- 午睡･食事･園外活動の安全手順
- 職員研修と避難訓練

② 非常時に動かす事業継続計画

- 誰が出勤できるかを確認
- 優先する保育･連絡方法を切り替える
- 備蓄や代替手段で継続を図る

③ 復旧後に見直す

訓練や実際の対応を踏まえて更新(見直し)

こどもまんなか こども家庭庁

3（2）「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算の創設

○　子ども・子育て支援法第58条第２項により経営情報等の報告が義務化されたことに伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後５か月以内に当該報告を行う必要があるところ、**当該取組を行っていない施設・事業所については基本分単価の減算を行うこととし、令和８年７月から適用**する。

○　**減算の適用は、報告期限から３か月以上経過**しており、
- 経営情報の報告が行われていない場合や
- 誤りのある報告が含まれていることが判明し、**都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね１か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合**（※）に、

期限の属する日の翌月から報告等がなされる日の属する月までの間、算定を行うこととする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が認める期間は減算を適用しないものとする。

（※）修正の報告について、再度修正を必要とする場合、市町村が必要と認める場合、改めて指摘を行った日から概ね１か月以内の期限を設けるものとする。
都道府県又は市町村が報告内容について施設・事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合またはこれに準ずるものと市町村が認める場合には、再度指摘を行い１か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘から概ね１か月が超過した翌月から、減算を適用することができる（「市町村が認める場合」は、報告内容や施設・事業所の状況等を勘案して判断するものとする）。

○　**減算額は基本分単価に５％を乗じた額とする。**

※令和７年度報告分が未報告であって報告期限から３か月以上経過している場合、令和８年７月の請求分から減算を適用する。

適用するイメージ

※ 赤色が減算を算定する月　　※３月末が事業年度終了となる事業所のケース



対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

こどもまんなか
こども家庭庁

（１）令和７年度　幼児教育・保育における経営情報等の見える化 調査分析結果　速報（施設の状況）

◎　報告施設

- 各施設類型において、令和８年２月24日時点で概ね８割の対象施設が報告を行っている状況。
- 法人別分布については、多くの施設類型で社会福祉法人立の施設・事業所が多いが、施設型給付を受ける幼稚園及び幼稚園型認定こども園においては、学校法人立が圧倒的多数を占めるなど、施設類型による特徴がみられる。

【報告状況】

	全体			（うち公立）			（うち私立）		
	ここdeサーチに登録されている施設数	報告施設数	割合	ここdeサーチに登録されている施設数	報告施設数	割合	ここdeサーチに登録されている施設数	報告施設数	割合
施設型給付を受ける幼稚園	3,948か所	2,677か所	67.8%	1,961か所	1,400か所	71.4%	1,985か所	1,277か所	64.3%
保育所	22,069か所	17,494か所	79.3%	6,300か所	5,025か所	79.8%	15,767か所	12,469か所	79.1%
認定こども園	11,233か所	8,996か所	80.1%	1,635か所	1,175か所	71.9%	9,598か所	7,821か所	81.5%
家庭的保育事業	688か所	400か所	58.1%	33か所	29か所	87.9%	655か所	371か所	56.6%
小規模保育事業	6,147か所	4,164か所	67.7%	96か所	53か所	55.2%	6,051か所	4,111か所	67.9%
居宅訪問型保育事業者	25か所	5か所	20.0%	0か所	0か所	ー	25か所	5か所	20.0%
事業所内保育事業	665か所	466か所	70.1%	7か所	5か所	71.4%	658か所	461か所	70.1%
合計	44,775か所	34,202か所	76.4%	10,032か所	7,687か所	76.6%	34,739か所	26,515か所	76.3%

※通常営業中の施設・事業所に限る。
※「全体」における「ここdeサーチに登録されている施設数」には、公立・私立の別を登録していない施設数を含む。

【報告対象施設における法人別分布】

施設類型	社会福祉法人		学校法人		宗教法人		営利法人（株式会社等）		その他の法人		地方公共団体		個人		計	
	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)	施設数	割合(%)
施設型給付を受ける幼稚園	2	0.1%	1,120	41.8%	98	3.7%	0	0.0%	2	0.1%	1,400	52.3%	55	2.1%	2,677	100.0%
保育所	9,283	53.1%	323	1.8%	130	0.7%	2,476	14.2%	366	2.1%	4,860	27.8%	56	0.3%	17,494	100.0%
認定こども園	4,891	54.4%	2,723	30.3%	37	0.4%	102	1.1%	62	0.7%	1,167	13.0%	14	0.2%	8,996	100.0%
家庭的保育事業者	26	6.5%	5	1.3%	0	0.0%	25	6.3%	23	5.8%	26	6.5%	295	73.8%	400	100.0%
小規模保育事業者	918	22.0%	324	7.8%	17	0.4%	2,050	49.2%	662	15.9%	46	1.1%	147	3.5%	4,164	100.0%
居宅訪問型保育事業者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	60.0%	2	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	100.0%
事業所内保育事業者	128	27.5%	20	4.3%	0	0.0%	159	34.1%	155	33.3%	3	0.6%	1	0.2%	466	100.0%

※割合は、各施設類型における法人別の割合。

こどもまんなか
こども家庭庁

（２）令和７年度　幼児教育・保育における経営情報等の見える化 調査分析結果　速報（収支の状況）

◎　私立施設・事業所の収支差率

（社会福祉法人会計の場合、（収益（保育事業収益＋児童福祉事業収益＋借入金利息補助金収入＋受取利息配当金収入）
－　費用（人件費＋事業費＋事務費＋その他の費用＋支払利息＋法人本部帰属経費））／　収益により算出）

- いずれの施設類型においても、１桁%の収支差を確保している。ただし、この収支差は、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分（令和６年度補正予算による公定価格上の改善率：＋10.7%）による一時的な影響を受けている可能性があるため、留意が必要（表下※参照）

◎　私立施設・事業所の人件費比率

（社会福祉法人会計の場合、（費用（人件費）／　収益（保育事業収益＋児童福祉事業収益＋借入金利息補助金収入＋受取利息配当金収入）により算出））

- いずれの施設類型においても、約６割強～8割弱程度が人件費に充てられている。うち、保育所は、7割程度。
- 人件費がコスト構造の中核を占めているため、収支の変動は人員配置や処遇の状況に大きく依存すると考えられる。

		集計対象施設数	収支差率	人件費比率
施設型給付を受ける幼稚園		1,005か所	3.2%　(▲0.5%)	69.0%
保育所		10,408か所	5.2%　(5.1%)	70.9%
認定こども園		6,585か所	4.5%　(2.2%)	71.0%
地域型保育事業	家庭的保育事業	262か所	9.1%	64.0%
	小規模保育事業（Ａ型）	3,118か所	10.5%　(10.3%)	65.1%
	小規模保育事業（Ｂ型）	296か所	8.1%	66.5%
	小規模保育事業（Ｃ型）	25か所	9.7%	69.4%
	事業所内保育事業（Ａ型適用）	177か所	7.2%　(7.1%)	69.8%
	事業所内保育事業（Ｂ型適用）	24か所	8.8%　(8.7%)	69.6%
	事業所内保育事業（20人以上）	102か所	2.5%	75.0%

※　学校法人会計については、基本金組入前の収支差。()内は、基本金組入後の収支差を記載。
※　国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分を施設が受けとり、期間内に未払費用処理していない場合、収益にのみ計上されること（費用未計上）により、収支差が大きくなることに留意が必要。
※　人件費には、経営主体が採用する会計基準において明示されている「人件費」、派遣職員に係る経費、法定福利費が含まれている。

令和８年度以降の災害復旧費の補助対象範囲

こども家庭庁

こども家庭庁創設時における施設災害復旧費と設備災害復旧費

区分	対象経費	認定こども園 幼保連携型 幼稚園型	認定こども園 保育所型	保育所等	児童福祉施設等（保育所等以外）	障害児施設
建物	・施設本体 ・施設と一体的な設備	**施設災害復旧費（補助上限額：査定額）**				
建物	・借用施設 ＊設置者が維持管理の責任を有する場合であって、躯体に影響しない工事（内部改修など）	※教育部分に限る	－	－	－	－
土地外構	・防犯対策として必要な門・フェンスなどの外構	（通常災害）国　1/2 ➡ （激甚災害）国　1/2～2/3				
土地外構	・園庭などの外構		※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象	※地割れ等により重大な支障を来す場合に限り対象
土地外構	・借用土地 ＊設置者が維持管理の責任を有する場合	※教育部分に限る	－	－	－	－
設備備品	・施設と一体的な設備	※査定額：主に３者見積りによる所要額に対して地方厚生局・地方財務局が確認し決定した額				
設備備品	・車輌や遊具、教材等の備品台帳に掲載された設備・備品	**設備災害復旧費　※激甚災害の場合**				
設備備品	・上記以外のもの（消耗品など）	※保育部分に限る	**（補助上限額：200万円）**※障害児施設は500万円 定額（国10/10相当）			

区分	対象経費		認定こども園 幼保連携型 幼稚園型	認定こども園 保育所型	保育所等	児童福祉施設等（保育所等以外）	障害児施設
建物	・施設本体 ・施設と一体的な設備		**施設災害復旧費（補助上限額：査定額）**				
建物	・借用施設 ＊設置者が維持管理の責任を有する場合であって、躯体に影響しない工事（内部改修など） 拡充		（通常災害）国　1/2 ➡ （激甚災害）国　1/2～2/3				
土地外構	・防犯対策として必要な門・フェンスなどの外構		※査定額：主に３者見積りによる所要額に対して地方厚生局・地方財務局が確認し決定した額				
土地外構	・園庭などの外構 拡充						
土地外構	・借用土地 ＊設置者が維持管理の責任を有する場合 拡充						
設備備品	・施設と一体的な設備						
設備備品	・車輌や遊具、教材等の備品台帳に掲載された設備・備品	激甚災害	**設備災害復旧費** 拡充 激甚災害の場合　（補助上限額：６００万円）※下限額なし 激甚災害以外の場合（補助上限額：４５０万円）※下限額30万円				
設備備品	・車輌や遊具、教材等の備品台帳に掲載された設備・備品	激甚災害以外					
設備備品	・上記以外のもの（消耗品など）	激甚災害					
設備備品	・上記以外のもの（消耗品など）	激甚災害以外	拡充 定額（国10/10相当）				

※借用施設の復旧に当たっては、設置者が維持管理責任を有しない場合には補助対象外となる。

こどもまんなか
こども家庭庁

保育現場におけるハラスメント防止対策の推進について

現状

○ 令和７年６月に成立した改正労働施策総合推進法（以下「改正法」という。）により、カスタマーハラスメントの防止のため、事業主が雇用管理上必要な措置（※）を講じなければならないこととされた。（令和８年10月１日施行）

（※）事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談体制の整備、対応の実行性を確保するために必要なカスハラ抑止のための措置、事後の迅速かつ適切な対応　等

○ また、介護分野では、全ての介護事業者に対して、運営基準においてセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントを防止するための措置を講じることが定められている。加えて、改正法を踏まえ、カスタマーハラスメントへの対応についても同様に義務付けを行うとともに、対応マニュアルの見直しや自治体や事業所への周知を徹底するなど、所要の措置を講ずることが検討されている。

主なハラスメント	雇用管理上の措置義務	法制化した年
セクシュアルハラスメント	■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号） （職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等） 第11条　事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 ２～５　（略）	平成９年改正：事業主の配慮義務 平成18年改正：事業主の措置義務
パワーハラスメント	■労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号） （雇用管理上の措置等） 第31条　事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 ２～６　（略）	令和元年改正：事業主の措置義務
カスタマーハラスメント	■労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号） （雇用管理上の措置等） 第33条　事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（次条第五項において「顧客等」という。）の言動であつて、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの（以下この項及び次条第一項において「顧客等言動」という。）により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 ２～６　（略）	令和７年改正：事業主の措置義務 （R8.10.1施行）

今後の対応方針

保育現場においても、職場環境改善を進める上で、ハラスメント対策の取組を講じることは重要であるため、

○令和７年度中に、現場の対応に資する現時点の関係情報（※）について周知を行う。

（※）カスタマーハラスメントの防止のため事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要なものとして厚生労働省から示された指針
保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援の取組（※令和７年度より「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」において補助）
「保育所等における在園児の保護者への子育て支援」の手引きにおいて示した「理不尽な要求等を繰り返す保護者への対応に関する留意点」

○令和８年度中に、先行している他分野の取組を参考としつつ、保育現場におけるハラスメント対策に係る課題の洗い出しを行い、その結果を踏まえ、ガイドラインや研修資材等（※）を作成し、周知するとともに、制度的な対応の在り方についても検討する。

（※）令和８年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業により、①保育現場における労働者の就業環境保護に係るガイドライン、②管理者・職員向けの研修資材、③周知・啓発用配布資材を作成予定。

令和９年度予算概算要求

令和9年度保育関係予算概算要求の主な内容

（令和９年度概算要求額）
２兆７，２２１億円

（前年度予算額）
（２兆５，７４７億円）

１　「こども未来戦略」に基づく対応

○　民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

２　「保育政策の新たな方向性」に基づく保育提供体制の確保等

①　地域の実情を踏まえた保育提供体制の確保

○　将来の人口減少に備える取組を行う自治体への支援として、今後の地域の保育所等についての課題や将来像をEBPM的視点で検討できるよう地域分析に係る支援を行う。また、地域分析を踏まえ地域の実情に応じた人口減少対策に伴う保育機能の確保・強化として先駆的な取組を実施する自治体の支援を行う。

○　保育機能を維持・確保するとともに、その他地域に求められるニーズに対応した機能の補完を実現するため、保育機能の強化及び多機能化を図り、より幅広い子育てニーズに応えられる子育て拠点としての運営継続を支援する。

○　「保育政策の新たな方向性」を踏まえた「保育士・保育所支援センターの法定化」や「保育所等の合併・事業譲渡等に関するガイドラインの策定」等を念頭に、地域の事情等に応じながら、必要な保育提供体制の確保を進める体制の整備を推進する。

○　熱中症対策に係る整備の充実や設置主体の要件を見直す等、保育所等の整備を推進する。

②　こども誰でも通園制度の充実

○　こども誰でも通園制度総合支援システムに監査機能を追加する改修を行うことにより、指導監査業務の標準化並びに市区町村や事業者の負担軽減・効率化を図る。

③　保育の質の確保・向上、安全性の確保

○　設置者や施設類型を問わず、全てのこどもたちに質の高い教育・保育を保障するため、新しい保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨・理念等の周知徹底を図る。

○　保育所・認定こども園等における自然体験活動等の充実を図るため、自治体による体制整備・仕組みづくりの支援を行う。

○　保育士養成課程等検討会の議論を踏まえた保育士養成課程、保育士等キャリアアップ研修及び保育士試験の見直しにあたり、保育士を養成する大学・短期大学等や都道府県において円滑な運用が行われるよう、幼稚園教諭の教職課程と保育士養成課程を併設する大学・短期大学等に向けたガイドラインや保育士等キャリアアップ研修の質の向上を図るためのマニュアルの作成を行う。

○　設備における性被害防止対策を支援し、こどもが安心して過ごすことができる環境を整備する。

○　保育士特定登録取消者管理システム（以下「保育士DB」いう。）の活用の徹底に向け、各自治体において管内に所在する保育所等の保育士DBの登録状況を確認できるよう改修を行う。また、こども性暴力防止法関連システム及び教員性暴力等防止法データベースとの連携に向け、必要な機能改修を行う。

令和9年度保育関係予算概算要求の主な内容

3　保育人材の確保

○　保育士・保育所支援センターにおいて、利便性の向上を目的とした利用者（潜在保育士等）のＵＸ改善等に資する先駆的な取組や、地域の保育人材確保のためのプラットフォームの構築に係る課題分析・計画策定・実施を実証する取組を支援する。

○　指定保育士養成施設が行う小中高生等に対する保育体験講座等の取組を支援する。また、保育所等における指定保育士養成施設の学生のインターンシップやボランティア等の受け入れを支援する。

4　保育ＤＸの推進等

①　保育ＤＸの推進

○　保育の周辺業務や補助業務に係るＩＣＴを活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。また、保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

○　保育ＩＣＴを活用した一層の業務負担軽減・保育の質の向上を、自治体ごとに持続的かつ面的に進めるための仕組みづくりを支援する。

○　保育業務管理プラットフォームと自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）との連携のための改修を支援する。

○　給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「保育業務施設管理プラットフォーム」及び保活ワンストップに向けた「保活情報連携基盤」の機能を改修し、保育現場や自治体職員、保護者等の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を整備する。

②　保育所等の「見える化」の推進

○　子ども・子育て支援法第58条の規定に基づく特定教育・保育施設等の情報公表及び幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表を行う「ここdeサーチ」について、経営情報等の見える化に係る報告機能改善、入力支援・作業効率化等への対応、調査機能の追加等のための改修等を行う。あわせて、令和９年度の各事業及び令和10年度の事業調達に向けた準備を円滑に遂行するため、工程管理等支援を行う。

令和9年度保育関係予算概算要求の主な内容

5　障害児・医療的ケア児等への教育・保育の充実

○　医療的ケア児や重症心身障害児の受入れを可能するための体制を整備し、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、医療的ケア児の保育所等への受入れに係る地域体制構築支援に必要な関係機関との連携等を支援し、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

○　保育所等において外国籍等子育て家庭のこどもの保育を行うための円滑なコミュニケーションを図るための支援や、当該家庭が直面する課題に対し、適切な支援につなげることができるよう体制整備を行う。

6　多様なニーズに対応した保育の充実等

①　病児保育の充実

○　企業主導型保育事業で実施している病児保育も含めた、病児保育の空き状況等について、利用者が把握できるシステムを自治体において構築する場合に係る費用について補助を実施する。

②　安全で質の高いベビーシッターの利用促進

○　ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修実施回数を拡充し、更なる研修受講機会の拡大を図る。また、ベビーシッターとして従事することを希望する者及び既にベビーシッターに従事する者を対象として、ベビーシッターの資質向上、人材交流、既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する就業機会の確保等を目的としてフォーラムを開催する。

○　基準に適合するベビーシッター事業者等に関する情報を一元的に提供するプラットフォームについて、全国レベルで活用しやすい情報網としての機能向上を図るための改修等を行う。

③　家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

○　保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）の対応やこども家庭センター等の関係機関との連携を行う「地域連携推進員」について、実施主体が都道府県又は公立保育所等がないなど、管内の保育所等に配置が困難なこども家庭センター設置市町村の場合は、当該都道府県又は市町村の保育業務主管課に配置を可能とする。（委託等も可）

※事項要求【予算編成過程で検討する事項】

○　消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討。

○　「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程で検討。

○　「第１次国土強靭化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2026」を踏まえ、予算編成過程で検討。

○　０～２歳を含む幼児教育・保育の支援について、予算編成過程において検討。

こども家庭審議会
子ども・子育て支援等分科会

令和７年度～　保育三団体各委員名

公益社団法人	全国私立保育連盟常務理事	髙谷俊英
社会福祉法人	全国保育協議会副会長	北野久美
社会福祉法人	日本保育協会	新保雄希

令和８年度子ども･子育て支援等分科会

日程	議事内容	発言要旨
8月 19日 （水） 第15回	(1) こどもまんなか実行計画2026の策定等について (2) 青少年のインターネット利用環境の整備について (3) 業務継続計画（BCP）について（令和８年熊本地震への対応等） (4) 保育政策関係の最近の動向について	・BCPの策定について、ぜひ現場で使いやすいものになるようなガイドラインの改定をお願いしたい。監査のために100ページにわたるものを作成してもいざというときにその通りに動けるものではなく、災害の態様も千差万別である。現場の職員が意見を交わしながらいろいろな状況に対応できるベーシックなものの上に、各地の事情を独自に加味できるものが策定できるような対応をお願いしたい。 ・公定価格の関連で、今年度から必要な計画の未策定や運営報告が遅延した場合に給付費の減算措置がとられることとなった。当然義務は果たすべきものではあるが、公定価格からの減算は保育材料費や保育士処遇に係る影響が非常に大きいものとなっている。これについては、ぜひ再検討願いたい。例えば管理的業務の評価として施設長の処遇へ反映させるなどの対応も可能と考える。
10月 26日 （月） 第16回	【持ち回り開催】 (1) 保育政策の動向について	(意見書) 1　地域区分の見直し･人口減少地域の保育への対応 2　保育士等の配置改善 3　保育指針等の改定 4　公定価格について 5　保育所等における業務継続計画（BCP）の策定等への対応 6　社会福祉施設職員等退職手当共済制度の維持継続 ※資料掲載箇所(こども家庭庁HP内) https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/e6188e50

保育三団体協議会の取り組み

R8幹事団体は日保協

令和８年度　保育三団体協議会

日程	議題
令和８年４月10日	自民党「こども・若者」輝く未来創造本部ヒアリング
令和８年５月７日	自民党全国保育関係議員連盟総会出席
令和８年７月１日	令和９年度保育関係予算要望　こども家庭庁・関係議員への提出
令和８年７月13日	保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の改定にあたっての意見書 こども家庭庁・文部科学省への提出
令和８年10月１日	自民党社会福祉推進議員連盟総会出席
令和８年10月23日	こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会意見発表
令和８年10月30日	自民党全国保育関係議員連盟総会出席 令和９年度保育関係予算要望　こども家庭庁・財務省・関係議員への提出

令和９年度 保育関係予算要望

令和８年７月１日
保育三団体代表者連名

１．人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください

２．すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、公定価格を充実させてください

〇公定価格の改善　　〇保育士の配置改善等

〇その他の職員の配置改善　〇保育DX を推進するための経費

３．保育所保育指針等の改定に際し、現行の三要領・指針をこどもまんなかの理念に沿って見直してください

４．急激な物価高騰への対応をお願いします

５．「こども誰でも通園制度」

６．社会福祉施設職員等退職手当共済制度における公費助成を堅持・継続してください

７．すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください

８．公立保育所等における３歳未満児への給食外部搬入の全国展開についての懸念

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。